

い〜まC r e a中川Ⅲ（放課後等デイサービス） 重 要 事 項 説 明 書

この重要事項説明書は、児童福祉法第21条の5の18第3項の規定に基づき、文章により説明を行うものです。

エム・オーヒューマンサービス株式会社は、利用者に対して放課後等デイサービスを提供します。

施設・設備の概要や提供される放課後等デイサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	エム・オーヒューマンサービス株式会社
法人所在地	名古屋市千種区茶屋坂通二丁目14番地
代表者氏名	代表取締役 奥野 悦弥
電話番号	052-385-0515
FAX番号	052-712-1665
ホームページ	http://www.mohs.co.jp

2. 事業の目的と運営の方針

種 類	放課後等デイサービス事業所・平成29年5月1日指定 2351300286
目 的	利用者が可能な限り、その地域における生活が継続できることを念頭に置いて、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう適切な支援を行うことを目的とします。
名 称	い〜まC r e a中川Ⅲ
管理者	早川 健登
児童発達支援管理責任者	早川 健登
所在地	愛知県名古屋市中村区野田町字経田1番2
主たる対象者	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害のある児童
利用定員	10名
営業日	月曜日から金曜日 ※但し、土曜日、日曜日、国民の祝日、お盆期間、年末年始、あらかじめ指定する期間並びに職員研修日を除く。
営業時間	平日：午前10時から午後7時 ※但し学校終了時刻が通常と異なる場合は上記の限りではありません。 学校休業日：午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	平日：午後2時から午後5時30分 ※但し学校終了時刻が通常と異なる場合は上記の限りではありません。また、始業式、終業式等学校行事の場合は、午前11時から午後5時30分とします。 学校休業日：午前10時から午後4時
通常の事業の実施地域	名古屋市中川区・中村区・港区の一部
運営方針	別紙 児童福祉法に基づくい〜まC r e a中川Ⅲ運営規程による
電話番号	052-526-5377
FAX番号	052-526-5378
電子メール	iema-nakagawa@mohs.co.jp
ホームページ	http://www.mohs.co.jp
開設年月日	平成29年5月1日

3. 職員体制

職 種	区 分				常勤換算後の職員数	指定基準
	常勤		非常勤			
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者		1			0.25	1
児童発達支援管理責任者		1			0.25	
保育士				3	0.77	サービス提供時間中 2
児童指導員	1			2	1.71	
指導員				2	1.05	

4. 職員の勤務体制 ※学校休業日は下記の限りではありません

職 種	勤 務 時 間
管理者兼児童発達支援管理責任者	午後1時30分 ～ 午後5時30分 など
指導員（常勤）	午前10時 ～ 午後7時 など
指導員（非常勤）	午後1時 ～ 午後6時 など

5. 障害児通所支援の利用料及び概要

(1) 利用者の定率負担額

児童福祉法に基づく負担額となります。

(2) 放課後等デイサービス利用に係る実費負担等

放課後等デイサービス利用に係る下記の費用は実費相当額をいただきます。

①創作活動、レクリエーション等実践に係る材料費等の費用。（その都度内容を説明します。）

②食事・おやつ提供に係る費用。（食事代400円・おやつ代100円）

③その他の費用として、当該放課後等デイサービス利用にあたりご負担いただくのが適当な実費等。

※昼食キャンセルが前日の正午（午後0時）を過ぎますと食事代を請求させていただく場合がございます。キャンセル時には速やかにご連絡ください。

また急病等の理由によるキャンセルについて欠席時対応加算を算定した場合は、利用者負担上限月額範囲内で利用者負担額を請求させていただきます。

(3) 児童福祉法に基づく障害児通所給付費から給付されるサービス

児童福祉法に基づく障害児通所給付費（市町村から支給される額）及び利用者の定率負担額等の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、利用者個人について提供するサービスの内容については、「い〜まC r e a中川Ⅲ利用契約書」第4条により作成する個別支援計画に基づくものとします。

種 類	内 容
日常生活における基本動作の訓練	トイレ、食事等の介助、または訓練。コミュニケーションや言語等の日常生活上必要な訓練を行う。
集団生活への適応訓練	音楽、調理実習、スポーツ、芸術活動等のレクリエーションを通して集団活動を学ぶ。
個別指導	上記の訓練で、必要に応じて個別の指導を行う。
その他	日常生活を送るのに必要な機能の回復、またはその減退を防止する訓練も行う。
送迎	学校及び自宅への送迎を行う。（学校休業日は自宅への送迎）

